

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第7章 無体財産権 第8節 漁業権</p>	<p>第7章 無体財産権 第8節 漁業権</p>
<p>(大臣許可漁業を営むことのできる権利等の評価)</p> <p>164 漁業法第 36 条((農林水産大臣による漁業の許可))に規定する漁業及び同法第 57 条((都道府県知事による漁業の許可))に規定する漁業等を営むことのできる権利の価額は、営業権の価額に含めて評価する。</p>	<p>(指定漁業を営むことのできる権利等の評価)</p> <p>164 漁業法第 52 条((指定漁業の許可))に規定する指定漁業及び同法第 66 条((許可を受けない中型まき網漁業等の禁止))に規定する中型まき網漁業等を営むことのできる権利の価額は、営業権の価額に含めて評価する。</p>
<p>第8章 その他の財産 第1節 株式及び出資</p>	<p>第8章 その他の財産 第1節 株式及び出資</p>
<p>(上場株式についての最終価格の特例—課税時期が権利落等の日から株式の割当て等の基準日までの間にある場合)</p> <p>170 前項の定めにより上場株式の価額を評価する場合において、課税時期が権利落又は配当落 (以下「権利落等」という。) の日から株式の割当て、株式の無償交付又は配当金交付 (以下「株式の割当て等」という。) の基準日までの間にあるときは、その権利落等の日の前日以前の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終価格をもって課税時期の最終価格とする。</p> <p>なお、これを図により例示すれば、次のようになる。</p>	<p>(上場株式についての最終価格の特例—課税時期が権利落等の日から株式の割当て等の基準日までの間にある場合)</p> <p>170 前項の定めにより上場株式の価額を評価する場合において、課税時期が権利落又は配当落 (以下「権利落等」という。) の日から株式の割当て、株式の無償交付又は配当金交付 (以下「株式の割当て等」という。) の基準日までの間にあるときは、その権利落等の日の前日以前の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終価格をもって課税時期の最終価格とする。</p> <p>なお、これを図により例示すれば、次のようになる。</p>
<p>課税時期の最終価格=100 円 (75 円は、権利落等の後の最終価格なので採用)</p>	<p>課税時期の最終価格=100 円 (75 円は、権利落等の後の最終価格なので採用)</p>

改正後	改正前																																																																																				
<p>しない。)</p> <p>(注) 上記に該当する上場株式の最終価格の月平均額については、172((上場株式についての最終価格の月平均額の特例))の定めがあることに留意を要する。</p> <p>(上場株式についての最終価格の特例—課税時期に最終価格がない場合)</p> <p>171 169((上場株式の評価))の定めにより上場株式の価額を評価する場合において、課税時期に最終価格がないものについては、前項の定め適用があるものを除き、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる最終価格をもって課税時期の最終価格とする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 課税時期が権利落等の日の前日以前で、(1)の定めによる最終価格が、権利落等の日以後のもののみである場合又は権利落等の日の前日以前のものと権利落等の日以後のものとの2ある場合 課税時期の前日以前の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終価格</p> <p>なお、これを図により例示すれば、次のようになる。</p> <div style="text-align: center;"> <table border="0"> <tr> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">課 税 時 期</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">権 利 落 等</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">株 当 基 準 日 の 割 の</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>そ の 月</td> <td>11日</td> <td>12日</td> <td>17日</td> <td>18日</td> <td>19日</td> <td>20日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>↑</td> <td>↑</td> <td>↑</td> <td>↑</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>101円</td> <td>取引なし</td> <td></td> <td>76円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </div> <p>課税時期の最終価格=101円 (76円の方が101円より課税時期に近いが、76円は権利落等の日以後の最終価格なので採用しない。)</p> <p>(3) 課税時期が株式の割当て等の基準日の翌日以後で、(1)の定めによる最終価格が、その基準日に係る権利落等の日の前日以前のもののみである場合又は権利落等の日の前日以前のものと権利落等の日以後のものとの2ある場合 課税時期の翌日以後の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終価格</p> <p>なお、これを図により例示すれば、次のようになる。</p>		課 税 時 期	権 利 落 等	株 当 基 準 日 の 割 の											そ の 月	11日	12日	17日	18日	19日	20日						↑	↑	↑	↑								101円	取引なし		76円			<p>しない。)</p> <p>(注) 上記に該当する上場株式の最終価格の月平均額については、172((上場株式についての最終価格の月平均額の特例))の定めがあることに留意を要する。</p> <p>(上場株式についての最終価格の特例—課税時期に最終価格がない場合)</p> <p>171 169((上場株式の評価))の定めにより上場株式の価額を評価する場合において、課税時期に最終価格がないものについては、前項の定め適用があるものを除き、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる最終価格をもって課税時期の最終価格とする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 課税時期が権利落等の日の前日以前で、(1)の定めによる最終価格が、権利落等の日以後のもののみである場合又は権利落等の日の前日以前のものと権利落等の日以後のものとの2ある場合 課税時期の前日以前の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終価格</p> <p>なお、これを図により例示すれば、次のようになる。</p> <div style="text-align: center;"> <table border="0"> <tr> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">課 税 時 期</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">権 利 落 等</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">株 当 基 準 日 の 割 の</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>そ の 月</td> <td>11日</td> <td>12日</td> <td>15日</td> <td>17日</td> <td>18日</td> <td>20日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>↑</td> <td>↑</td> <td>↑</td> <td>↑</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>101円</td> <td>取引なし</td> <td></td> <td>76円</td> <td></td> </tr> </table> </div> <p>課税時期の最終価格=101円 (76円の方が101円より課税時期に近いが、76円は権利落等の日以後の最終価格なので採用しない。)</p> <p>(3) 課税時期が株式の割当て等の基準日の翌日以後で、(1)の定めによる最終価格が、その基準日に係る権利落等の日の前日以前のもののみである場合又は権利落等の日の前日以前のものと権利落等の日以後のものとの2ある場合 課税時期の翌日以後の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終価格</p> <p>なお、これを図により例示すれば、次のようになる。</p>		課 税 時 期	権 利 落 等	株 当 基 準 日 の 割 の											そ の 月	11日	12日	15日	17日	18日	20日						↑	↑	↑	↑							101円	取引なし		76円	
	課 税 時 期	権 利 落 等	株 当 基 準 日 の 割 の																																																																																		
				そ の 月	11日	12日	17日	18日	19日	20日																																																																											
					↑	↑	↑	↑																																																																													
					101円	取引なし		76円																																																																													
	課 税 時 期	権 利 落 等	株 当 基 準 日 の 割 の																																																																																		
				そ の 月	11日	12日	15日	17日	18日	20日																																																																											
					↑	↑	↑	↑																																																																													
					101円	取引なし		76円																																																																													

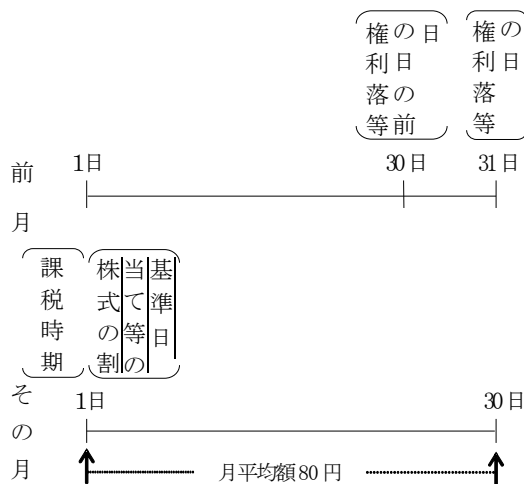
改正後	改正前																		
<div style="text-align: center;"> <table border="0"> <tr> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">権の 利日 落等</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">株当基 式で準 の等日 割の</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">課 税 時 期</td> </tr> </table> </div> <p>課税時期の最終価格=75円(100円の方が75円より課税時期に近いが、100円は権利落等の日以前の最終価格なので採用しない。)</p> <p>(注) 上記の(2)及び(3)に該当する上場株式の最終価格の月平均額については、次項の定めがあることに留意を要する。</p> <p>(上場株式についての最終価格の月平均額の特例)</p> <p>172 169((上場株式の評価))の定めにより上場株式の価額を評価する場合において、課税時期の属する月以前3か月間に権利落等がある場合における最終価格の月平均額は次によるものとする。</p> <p>(1) 課税時期が株式の割当て等の基準日以前である場合におけるその権利落等の日が属する月の最終価格の月平均額は、次の(2)に該当するものを除き、その月の初日からその権利落等の日の前日(配当落の場合にあっては、その月の末日)までの毎日の最終価格の平均額とする。</p> <p>なお、これを図により例示すれば、次のようになる。</p> <div style="text-align: center;"> <table border="0"> <tr> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">権の日 利日 落等 前</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">権の 利日 落等</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">課 税 時 期</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">株当基 式で準 の等日 割の</td> </tr> </table> </div> <p>最終価格の月平均額=権利落の場合は100円、配当落の場合は95円</p>		権の 利日 落等	株当基 式で準 の等日 割の	課 税 時 期		権の日 利日 落等 前	権の 利日 落等	課 税 時 期	株当基 式で準 の等日 割の	<div style="text-align: center;"> <table border="0"> <tr> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">権の 利日 落等</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">株当基 式で準 の等日 割の</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">課 税 時 期</td> </tr> </table> </div> <p>課税時期の最終価格=75円(100円の方が75円より課税時期に近いが、100円は権利落等の日以前の最終価格なので採用しない。)</p> <p>(注) 上記の(2)及び(3)に該当する上場株式の最終価格の月平均額については、次項の定めがあることに留意を要する。</p> <p>(上場株式についての最終価格の月平均額の特例)</p> <p>172 169((上場株式の評価))の定めにより上場株式の価額を評価する場合において、課税時期の属する月以前3か月間に権利落等がある場合における最終価格の月平均額は次によるものとする。</p> <p>(1) 課税時期が株式の割当て等の基準日以前である場合におけるその権利落等の日が属する月の最終価格の月平均額は、次の(2)に該当するものを除き、その月の初日からその権利落等の日の前日(配当落の場合にあっては、その月の末日)までの毎日の最終価格の平均額とする。</p> <p>なお、これを図により例示すれば、次のようになる。</p> <div style="text-align: center;"> <table border="0"> <tr> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">権の日 利日 落等 前</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">権の 利日 落等</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">課 税 時 期</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">株当基 式で準 の等日 割の</td> </tr> </table> </div> <p>最終価格の月平均額=権利落の場合は100円、配当落の場合は95円</p>		権の 利日 落等	株当基 式で準 の等日 割の	課 税 時 期		権の日 利日 落等 前	権の 利日 落等	課 税 時 期	株当基 式で準 の等日 割の
	権の 利日 落等	株当基 式で準 の等日 割の	課 税 時 期																
	権の日 利日 落等 前	権の 利日 落等	課 税 時 期	株当基 式で準 の等日 割の															
	権の 利日 落等	株当基 式で準 の等日 割の	課 税 時 期																
	権の日 利日 落等 前	権の 利日 落等	課 税 時 期	株当基 式で準 の等日 割の															

改正後

(2) 課税時期が株式の割当て等の基準日以前で、その権利落等の日が課税時期の属する月の初日以前である場合における課税時期の属する月の最終価格の月平均額は、次の算式によって計算した金額（配当落の場合にあっては、課税時期の属する月の初日から末日までの毎日の最終価格の平均額）とする。

$$\text{課税時期の属する月の最終価格の月平均額} \times \left(1 + \frac{\text{株式1株に対する割当て株式数又は交付株式数}}{\text{株式数}} \right) - \frac{\text{割当てを受けた株式1株につき払い込むべき金額}}{\text{株式数}} \times \text{株式1株に対する割当て株式数}$$

なお、これを図により例示すれば、次のようになる。



(株式の割当て条件)

- ① 株式の割当て数 株式1株に対し0.5株を割当て
- ② 株式1株につき払い込むべき金額 40円
最終価格の月平均額=権利落の場合は80円×(1+0.5)−40円×0.5=100円、配当落の場合は80円

(3) 課税時期が株式の割当て等の基準日の翌日以後である場合におけるその権利落等の日が属する月の最終価格の月平均額は、その権利落等の日（配当落の場合にあってはその月の初日）からその月の末日までの毎日の最終価格の平均額とする。

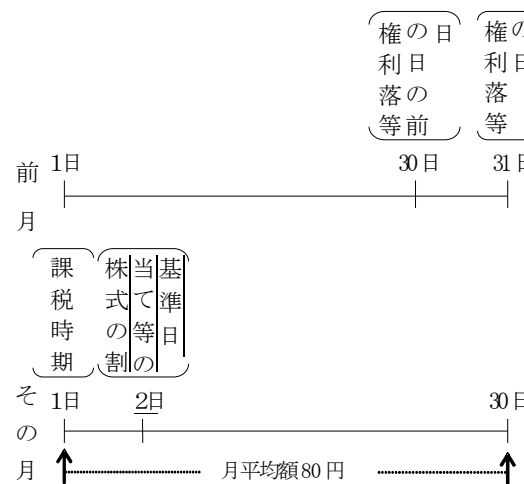
なお、これを図により例示すれば、次のようになる。

改正前

(2) 課税時期が株式の割当て等の基準日以前で、その権利落等の日が課税時期の属する月の初日以前である場合における課税時期の属する月の最終価格の月平均額は、次の算式によって計算した金額（配当落の場合にあっては、課税時期の属する月の初日から末日までの毎日の最終価格の平均額）とする。

$$\text{課税時期の属する月の最終価格の月平均額} \times \left(1 + \frac{\text{株式1株に対する割当て株式数又は交付株式数}}{\text{株式数}} \right) - \frac{\text{割当てを受けた株式1株につき払い込むべき金額}}{\text{株式数}} \times \text{株式1株に対する割当て株式数}$$

なお、これを図により例示すれば、次のようになる。



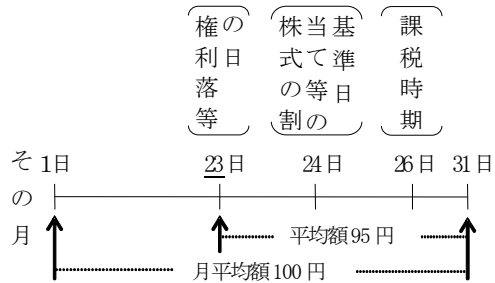
(株式の割当て条件)

- ① 株式の割当て数 株式1株に対し0.5株を割当て
- ② 株式1株につき払い込むべき金額 40円
最終価格の月平均額=権利落の場合は80円×(1+0.5)−40円×0.5=100円、配当落の場合は80円

(3) 課税時期が株式の割当て等の基準日の翌日以後である場合におけるその権利落等の日が属する月の最終価格の月平均額は、その権利落等の日（配当落の場合にあってはその月の初日）からその月の末日までの毎日の最終価格の平均額とする。

なお、これを図により例示すれば、次のようになる。

改正後



最終価格の月平均額＝権利落の場合は95円、配当落の場合は100円

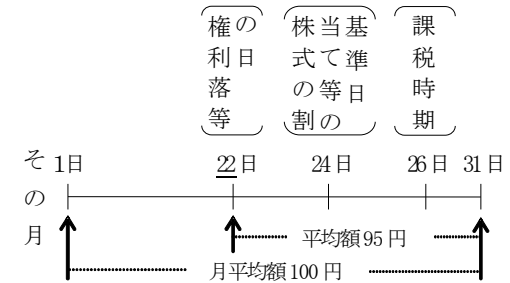
- (4) 課税時期が株式の割当て等の基準日の翌日以後である場合におけるその権利落等の日が属する月の前月以前の各月の最終価格の月平均額は、次の算式によって計算した金額（配当落の場合にあっては、その月の初日から末日までの毎日の最終価格の平均額）とする。

$$\left[\frac{\text{その月の最終価格の月平均額} + \text{割当てを受けた株式1株につき払い込むべき金額}}{\text{株式1株に対する割当株式数}} \times \text{株式1株に対する割当株式数} \right]$$

$$\div [1 + \text{株式1株に対する割当株式数又は交付株式数}]$$

なお、これを図により例示すれば、次のようになる。

改正前



最終価格の月平均額＝権利落の場合は95円、配当落の場合は100円

- (4) 課税時期が株式の割当て等の基準日の翌日以降である場合におけるその権利落等の日が属する月の前月以前の各月の最終価格の月平均額は、次の算式によって計算した金額（配当落の場合にあっては、その月の初日から末日までの毎日の最終価格の平均額）とする。

$$\left[\frac{\text{その月の最終価格の月平均額} + \text{割当てを受けた株式1株につき払い込むべき金額}}{\text{株式1株に対する割当株式数}} \times \text{株式1株に対する割当株式数} \right]$$

$$\div [1 + \text{株式1株に対する割当株式数又は交付株式数}]$$

なお、これを図により例示すれば、次のようになる。

改正後	改正前
<p>(株式の割当条件)</p> <p>① 株式の割当数 株式1株に対し0.5株を割当て</p> <p>② 株式1株につき払い込むべき金額 50円</p> <p>最終価格の月平均額=権利落の場合、$(125 \text{円} + 50 \text{円} \times 0.5) \div (1 + 0.5) = 100 \text{円}$、配当落の場合は125円</p>	<p>(株式の割当条件)</p> <p>① 株式の割当数 株式1株に対し0.5株を割当て</p> <p>② 株式1株につき払い込むべき金額 50円</p> <p>最終価格の月平均額=権利落の場合、$(125 \text{円} + 50 \text{円} \times 0.5) \div (1 + 0.5) = 100 \text{円}$、配当落の場合は125円</p>
<p>(純資産価額計算上の負債)</p> <p>186 前項の課税時期における1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)の計算を行う場合には、貸倒引当金、退職給与引当金、納税引当金その他の引当金及び準備金に相当する金額は負債に含まれないものとし、次に掲げる金額は負債に含まれることに留意する(次項及び186-3((評価会社が有する株式等の純資産価額の計算))において同じ。)</p>	<p>(純資産価額計算上の負債)</p> <p>186 前項の課税時期における1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)の計算を行う場合には、貸倒引当金、退職給与引当金(平成14年改正法人税法附則第8条((退職給与引当金に関する経過措置))第2項及び第3項の適用後の退職給与引当金勘定の金額に相当する金額を除く。)、納税引当金その他の引当金及び準備金に相当する金額は負債に含まれないものとし、次に掲げる金額は負債に含まれることに留意する(次項及び186-3((評価会社が有する株式等の純資産価額の計算))において同じ。)</p>
<p>(1)~(3) (省略)</p>	<p>(1)~(3) (同左)</p>